## 生衛業受動喫煙防止対策事業助成金

## 申請時のチェックリスト(申請事業主用)

※ 助成金交付申請書を都道府県指導センターに<u>提出する前に、必要書類や</u> 記載事項に漏れがないか、このチェックリストで確認</u>してください。

交付申請時の 必須提出書類	提出確認 ☑ 要チェック		必須書類等の確認事項
申請書類一式			・申請書類は、正本、副本(正本の写)を各1部ずつ(計2部)作成しましたね。
生衛業受動喫煙防 止対策事業助成金 交付申請書 (実施要領様式第1号)			・申請書に提出日の日付を記載しましたね。
			・事業場の名称が明瞭に記載されていますね。
			・交付決定を受けてから工事を施工することになるため、着工予定日は余裕を持って設定していますね。(申請書類に不備がない場合、申請から交付決定まで1ヶ月程度を見込む必要があります。)
			・年度内に工事が完了し、かつ、翌年度4月10日までに確実に実績報告が行える計画となっていますね。
			・喫煙専用室等の想定利用人数1人当たりの面積が、1.5㎡を超えた計画となっていませんね。(超える場合は、その面積とする理由の説明が必要です。)
			・助成金の申請金額は、助成対象経費の2分の1(※喫煙専用室等を設置する事業場が既存の飲食店の場合は3分の2)又は100万円の低い方の額を記載していますね(千円未満は切捨て)。
			・【喫煙専用室の場合】喫煙専用室等の1㎡当たり助成対象経費が60万円を超えていませんね。(超えている場合は、それだけの費用が必要となる理由の説明が必要です。) ・【脱煙機能付き喫煙ブースの場合】措置を講ずる室内の1㎡当たり助成対象経費が60万円を超えていませんね。(超えている場合は、それだけの費用が必要となる理由の説明が必要です。)
生衛業受動喫煙防 止対策事業助成金 交付要件等確認申 立書 (実施要領様式第1号 別添2)			・確認申立書は法人又は事業主により記載され、記名、押印されていますね。
			・労働者災害補償保険(労災保険)に加入していませんね。(加入している場合は、 本助成金の申請はできません。)
			・労災保険の非加入者であることを確認できる資料を添付しましたね。(前年分の確定申告書(第一表及び第二表)の写し等)
			・申請する事業計画の内容に対して地方公共団体等の補助金等を受けていませんね、又は、他の補助金等の申請を行っていませんね。
			・記載内容に、誤りや虚偽はありませんね。
設置等しようとする 喫煙専用室等の場 所、仕様、換気扇等 の設備、利用可能 な人数、その他助 成事業の詳細を確 認できる資料			・部屋等の間取りと喫煙専用室の設置等を行う場所を示した設計図が添付されていますね。(申請時の状況と施工後の予定が分かるようになっていますか。)
			・設計図中に換気扇等の機器、設備の設置場所及び設置台数が明瞭に示されていますね。
			・設置等する場所の出入口の位置や大きさが明確になっていますね。
			・電気工事の内容が明確になっていますね。
			・非喫煙区域と喫煙区域を隔てる壁等の建材の材質が明確になっていますね。
			・【他の工事と同時に実施する場合】本助成金関係の工事と他の工事が明らかに区別されていますね。区別できない場合(電気工事等)にあっても、共通で行う必要のある工事が何か明確になっていますね。
			・設置する換気扇、空気清浄機等の設備について、その型式、換気能力等を示す資料(パンフレット等)が添付されていますね。

講ずる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料		・【喫煙専用室の場合】 喫煙専用室等の入口において、喫煙専用室等内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されていますか。 ・【脱煙機能付き喫煙ブースの場合】 喫煙ブース内の総揮発性有機化合物の除去率が95%以上となっていますか。また、当該ブースから室外(施設の屋内又は内部の場所に限る)に排出された気体が、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/㎡以下となるよう設計されていますか。
喫煙専用室の設置等をしようとする場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)		・交付申請日から遡って3か月以内に撮影された写真ですか。
		・助成対象事業に係る工事(設置場所は設計図等で判断)が未着工であると判断できる写真ですか。
事業場の室内及び これに準ずる環境 において、喫煙専 用室等以外を禁煙 とすることについて 説明する書類		・法人又は事業主により記載され、記名押印がありますか。
		・事業所の室内及びこれに準ずる環境において、要件を満たす喫煙専用室、脱煙機能付き喫煙ブースを設置した場所以外を喫煙禁止とする旨を説明する内容が明記されていますね。
喫煙専用室の設置 等に係る施工業者 からの見積書の写 し(2者以上)		・工事見積は2者以上の施工者から提出されていますね。喫煙専用室等の機能に 影響する部分の施工内容は同一であると認められる内容ですね。
		・見積書の作成日が明確であり、見積日は申請書提出日に近い日付ですね。
		・見積書の宛先は申請事業主名となっていますね。
		・施工者名が記載されていますね。
		·見積額は交付申請書に添付する「助成対象経費」の金額と一致するか、それ以 上の金額ですね。
		・受動喫煙防止対策に直接関係のない経費が、助成対象経費として計上されていないですね。
		・人件費、工費が工事日程・計画等に照らして過度に高額となっていませんね。
		・使用する建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が設計図の内容と一致していることが確認できますね。
		・使用建材や機器の金額が実勢価格より極端に高額になっていないですね。
その他全国指導センター理事長が必要と認める書類		
その他の確認事項		・工事契約は、申請事業主自身が施工業者と交わす予定ですね。(申請事業主と 工事発注者が一致していない場合は、助成金の交付は認められません。)
		・工事経費は、事業実績報告日までに全額を完済する予定ですね。(「事業実績報告日を超える完済日が設定された分割払い」や「リース契約による支払い」では、助成金の交付は認められません。)